

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則

昭和 50 年 12 月 23 日 建設省令第 20 号

(抜粋)

(建築行為等の許可の申請)

第一条の二 法第七条第一項の規定による許可の申請は、別記様式第一の申請書を提出し
てするものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 土地の形質の変更にあつては、次に掲げる図書

イ 当該行為を行う土地の区域を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ 設計図で縮尺千分の一以上のもの(法第七条第二項第一号イに該当する行為に限
る。)

二 建築物の新築、改築又は増築にあつては、次に掲げる図書

イ 敷地内における建築物の位置を表示する図面で縮尺五百分の一以上のもの

ロ 二面以上の建築物の断面図で縮尺二百分の一以上のもの(法第七条第二項第二号
ロ又はハに該当する行為に限る。)

3 前項第一号ロの設計図は、土地の形質の変更後における公共施設の位置及び形状を、
当該行為により新設し、又は変更される部分と既設のもので変更されない部分とに区別
して表示したものでなければならない。

(平二建令一一・平六建令一一・一部改正、平七建令一四・旧第一条繰下・一部
改正)

(土地の買取りの申出の相手方の公告)

第二条 法第八条第二項の規定による公告は、次に掲げる事項を都府県知事の定める方法
でするものとする。

一 当該土地区画整理促進区域の名称

二 土地の買取りの申出の相手方の名称及び住所

三 当該相手方に対し申出をすべき土地の区域

2 前項第三号の土地の区域の表示は、土地に関し権利を有する者が自己の権利に係る土
地が当該区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるものでなければならな
い。